

(参考) 公共測量に係る諸手続について

公共測量に係る諸手続について

1) 兵庫県公共測量作業規程（平成 9 年 1 月 14 日土（建）第 645 号）

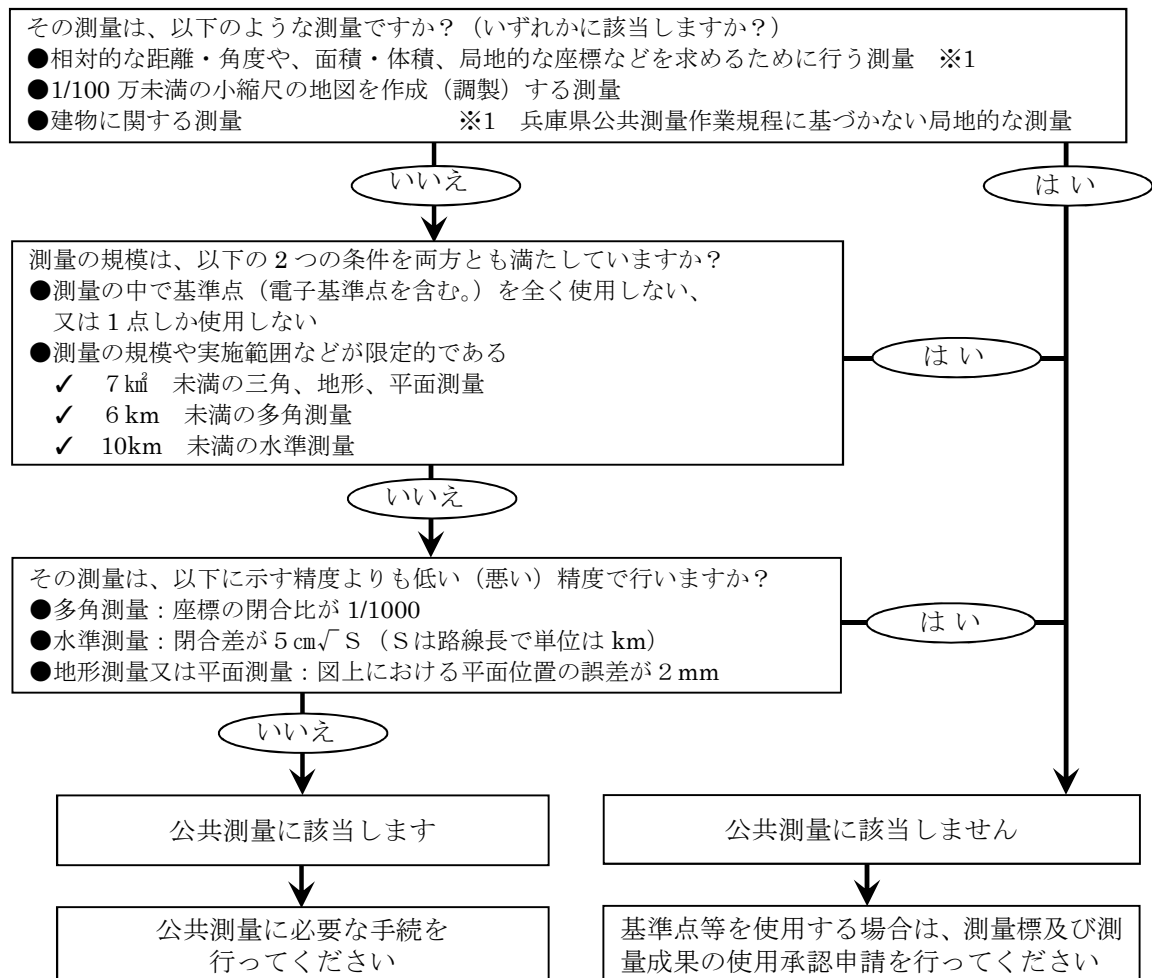
- ・ 昭和 52 年 7 月 19 日付建設省国地発 130 号により大臣承認
- ・ 昭和 61 年 3 月 25 日付建設省国地発第 185 号により変更承認
- ・ 平成 8 年 8 月 19 日付建設省国地発第 774 号により変更承認
- ・ 平成 14 年 6 月 18 日付国国地発第 367 号により変更承認
- ・ 平成 20 年 12 月 2 日付国国地発第 850 号により変更承認

2) 公共測量の対象と主な諸手続の様式

兵庫県の実施（発注）する測量は、測量業務共通仕様書第 106 条に基づき、「兵庫県公共測量作業規程」により実施するものとされており、ほとんどの測量が公共測量（測量法第 5 条）に該当する。

主な諸手続の様式を次頁以降に示す。その他の手続が必要な場合や手続きの詳細については、国土地理院ホームページや「公共測量の手引」（国土地理院）等を参照。

【参考】公共測量作業適用フロー ※「公共測量の手引」より



（ 公 印 省 略 ）
〇〇〇〇第〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公共測量の実施について（通知）

〇〇市内において、下記のとおり公共測量を実施しますので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 作業種類 公共測量（〇〇 例：4級基準点測量）
- 2 作業期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 3 作業地域 〇〇市〇〇町〇〇

照会先：〇〇県民局（県民センター）

〇〇土木事務所〇〇課

担当 〇〇

直 通 電 話

庁舎間内線 庁舎番号＋各庁舎内線番号

公共測量実施計画書		第 号
測量法第 36 条の規定により下記のとおり計画書を提出します。 年 月 日 測量計画機関 国土地理院長 殿 所在地 名 称 代表者 印		
測 量 の 目 的		
測 量 地 域		
作 業 量		
測 量 期 間	年 月 日 から 年 月 日	
測 量 精 度		
測 量 方 法		
使用する測量成果の種類 及 び 内 容		
基本測量成果入手年月日		
測量に関する計画者氏名 及び測量士登録番号		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	測量業者登録番号	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
	主任技術者氏名及び 測量士登録番号	
作 業 規 程	書類提出年月日	
	承認年月日	
	承認番号	
測量標・測量成果の使用 承認申請書提出年月日		
備 考		

記載要領

- ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

測 量 標 の使用承認申請書 測量成果		第 号
測量法第 26 条の規定により下記のとおり申請します。 30		
年 月 日		
申請者 住 所 氏 名.....印..		
国土地理院長 殿		
使用目的又は当該測量の種別		
測 量 地 域		
使 用 期 間		
使用する測量成果の種類及び内 ○容		
○測 量 精 度		
使 用 方 法		
×使用する測量標の種類及び所在		
×使用する測量標の上方に測標等 を設ける場合はその所在		
○完 成 図 の 縮 尺 及 び 名 称		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	×測 量 業 者 登 録 番 号	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
○成 果 入 手 年 月 日		
公共測量実施計画書提出年月日		
備 考		

記載要領 ① ×印欄は法第 26 条、○印欄は法第 30 条に規定する申請の場合にのみ記載すること。
② 使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。

第 号
年 月 日

国土地理院長 殿

印

公共測量成果等の提出について

年 月 日付け 公第 号で助言を受けた公共測量実施
計画書に基づく測量成果を得たので、測量法第 40 条第 1 項に基づき下記
のとおり提出します。

記

成果品の名称

内訳

（ 公 印 省 略 ）
〇〇〇〇 第 〇〇〇〇 号
〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

測量標の設置（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号で通知した公共測量の実施に伴い、別紙のとおり永久標識（一時標識）を設置したので、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 21 条第 1 項の規定に基づき通知します。

照会先：〇〇県民局（県民センター）

〇〇土木事務所〇〇課

担当 〇〇

直 通 電 話

庁舎間内線 庁舎番号＋各庁舎内線番号

（ 公 印 省 略 ）
〇〇〇〇第〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公共測量の終了について（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号で通知した公共測量（4級基準点測量）は、〇〇年〇〇月〇〇日終了しましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき通知します。

照会先：〇〇県民局（県民センター）

〇〇土木事務所〇〇課

担当 〇〇

直 通 電 話

庁舎間内線 庁舎番号＋各庁舎内線番号